

国民健康保険・国民年金システム用端末機器の貸借

入札説明書

令和7年6月
奈良市 福祉部
国保年金課

入札説明書

国民健康保険・国民年金システム用端末機器の賃貸借にかかる一般競争入札については、奈良市契約規則及び関係法令に定めるものの他、本入札説明書によるものとし、入札を希望する企業及び団体（以下「事業者」という）は、熟読のうえ入札すること。

1. 事業概要

本業務は、本課で使用する業務用パソコン、プリンタ（以下端末機器）等の長期安定稼動を目的とし、一般競争入札による調達を行うものである。

本市担当者ならびにシステム事業者と十分に協議のうえ、安全かつ円滑、確実に本事業を実施すること。また、システム事業者による設定作業については、作業調整を行うこと。その他、適宜必要に応じて本市担当者と協議のうえ、事業を進めること。

2. 事業範囲および調達範囲

入札説明書の「(別紙1) 端末機器等仕様書」および「(別紙2) 端末機器等明細書」に記載のとおり

3. 契約に関する事項

(1) 契約形態

賃貸借契約（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

(2) 賃貸借契約期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

※令和7年9月16日までに「(別紙1) 端末機器等仕様書」に従い、端末機器等を本市が利用可能な状態にすること。

(3) 契約条項

「国民健康保険・国民年金システム用端末機器の賃貸借契約書（案）」のとおり

(4) 本稼働日

令和7年10月1日

(5) 設置場所

奈良市役所本庁舎内（国保年金課）

(6) 付帯事項

(ア) 機器賃貸借期間中に必要な保険については、落札者が付保手続きを行い、保険料は落札者の負担とする。なお、保険証書の写しを提出すること（保険に加入していることがわかるもの）。

(イ) この契約が解除された場合には、本市と協議のうえ、落札者の負担により速やかに物品を撤去すること。なお、撤去の際には物品内の記憶装置等の内容を復元不可能な方法で消去すること。

- (ウ) 令和 8 年度以降において、本契約に係る支出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができるものとする。契約の解除により損害を受けたときは、商慣習上相当と認められる範囲内において、本市にその損害の賠償を請求することができる。損害の賠償額は、本市と協議して定めるものとする。
- (エ) 本契約は契約期間終了後、本市の必要に応じて賃貸借期間の延長が可能であること。

4. 入札参加資格

令和 7 年度において公告日までに本市が発注する物品購入等の契約に係る競争入札参加資格者で、公告日において、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び奈良市税を滞納していないこと。
- (3) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が管理するプライバシーマーク付与認定、または ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）適合性評価制度の認証を受けていること。
- (7) 過去 2 年間に、国・地方公共団体等に対して、本事業と同規模程度の納入実績が 2 件以上あること。

5. 入札保証金に関する事項

入札保証金は免除する。

6. 入札に関する事項

- (1) 入札の方法は持参入札とする。入札書に金額を記載し、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字、封筒裏面に事業者名を記入すること。
- (2) 代理入札の場合は、年間を通じて委任されている者以外の者は、入札執行前に必ず「委任状」を提出すること。提出のない場合は、入札できないものとする。
- (3) 入札者でなければ、入札の執行場所に立ち入ることができない。
- (4) 入札者の不正行為その他の理由により、この入札を執行することが不適当であると

認めるときは、執行をとりやめる。また、入札執行後においても、落札決定を保留し、入札を取り消す場合がある。

- (5) 入札の参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (6) 入札者中、入札書比較価格以内であって、最低の価格の入札者をもって落札者とする。落札者となるべき同一の価格の入札者が 2 名以上あるときは、直ちに「くじ」で決定する。また、予定価格に達した価格の入札がない場合は、直ちに再入札を行う。入札は再入札を含め 2 回まで行う。
- (7) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。契約希望金額は、月額賃貸借料とし、事業に係るすべての費用を含むものとする。
- (8) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

7. 仕様書等を示す日時及び場所

- (1) 配布期間 公告日以降から令和 7 年 6 月 20 日（金）まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）で規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）
- (2) 配布場所 奈良市国保年金課（紙媒体での配布）
掲載場所 奈良市公式ホームページ内（ダウンロード可）

8. 入札参加申請

(1) 提出書類

(ア) 入札参加申請書

※「入札参加承認（不承認）書」郵送用の返信用封筒（切手付き）も必要

(イ) 業務体制表（任意様式）

※業務体制表には以下の役割が明確になるよう記載すること。

また、各事業者の会社概要がわかる資料を添付すること。

- ・機器を納入する事業者（「納入事業者」）
- ・システムの構築を行う事業者（「構築事業者」）
- ・システムの保守を行う事業者（「保守事業者」）

(ウ) 業務実績証明書

「納入事業者」「構築事業者」「保守事業者」について、事業者毎に「業務実績証明書」を提出することとし、契約書の写し等、契約の実績がわかるものを添付すること。なお、業務実績は、過去 2 年間に、国・地方公共団体等に対して行った

本事業と同規模程度の事業（2 件以上）とする。

(エ) 保守連絡体制表（任意様式）

(オ) 入札公告日において、本事業の納入事業者、構築事業者及び保守事業者が、プライバシーマークもしくは ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）と同等の認証を受けていることを証明する書類の写し

(2) 提出部数

各 1 部（業務実績証明書は 2 件以上各 1 部）

(3) 提出期間

令和 7 年 6 月 9 日（月）から令和 7 年 6 月 20 日（金）までの土、日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）。

(4) 提出方法

上記必要書類を、提出場所へ直接持参、または郵送すること（郵送の場合は〆切日必着。また到達確認の連絡を行うこと）。

(5) 提出場所

奈良市福祉部国保年金課

住所：奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号 奈良市役所 中央棟 1 階

電話番号：0742-34-4736（直通）

9. 入札参加承認

入札参加申請を行った者のうち、入札参加承認の可否は令和 7 年 6 月 24 日（火）までに通知する。通知は「入札参加申請書」に記載されたメールアドレスに送信し、原本については後日郵送する。

10. 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札の日時 令和 7 年 6 月 27 日（金） 午後 4 時から

(2) 開札の日時 入札締切り後、直ちに開札

(3) 入札及び開札の場所 奈良市役所 中央棟 3 階 入札室

11. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人等による入札（年間を通じて委任されている者を除く。）

(3) 入札書に署名又は記名押印のない入札

(4) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

(5) 同一の入札参加者が 2 通以上の入札書を提出した入札

(6) 入札金額を訂正した入札

(7) 入札書に業務名のない、又は間違いのある入札

- (8) 入札書の日付が入開札日でない入札
- (9) その他市長の定める入札条件に違反した入札

1 2. 質問の受付

- (1) 入札に関して質疑事項がある場合は、令和 7 年 6 月 16 日（月）までに奈良市福祉部国保年金課まで電子メールにて質問書を添付ファイルとして送信し電話にて到達確認の連絡を行うこと。
- (2) 質問書に対する回答は、令和 7 年 6 月 18 日（水）午後 5 時までに本市ホームページに掲載予定とする。
- (3) 質問書の様式は「質問書」を使用し、以下の宛先へ送付すること。
 - (ア) メール件名：「国民健康保険・国民年金システム用端末機器の賃貸借に関する質問書_事業社名」
 - (イ) 必要事項：商号又は名称、担当者、電話番号、メールアドレス
 - (ウ) あて先：kokuhonenkin@city.nara.lg.jp

1 3. 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者及び契約の相手方が本件調達に関して要した費用は全て当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担する。
- (2) 入札参加資格等に関して虚偽の申請を行った者が提出した入札書は無効とし、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (3) 提出された書類は返却しない。また、提出書類は本入札にのみ使用し、他の目的には使用しない。
- (4) 本入札資料を通じて知りえた情報は、本入札参加以外の目的では使用しないこと。
- (5) 「入札参加申請書」を提出した者で、本入札に参加しないことになった場合は、入札書等の提出期限までに、「辞退届」を提出すること。
- (6) その他詳細は、入札者心得によるものとする。
- (7) 上記に定めのないものは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）及び地方自治法施行令並びに奈良市契約規則によるものとする。

1 4. 本書の問い合わせ先

奈良市福祉部国保年金課

住所：奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号 奈良市役所 中央棟 1 階

電話番号：0742-34-4736

FAX 番号：0742-34-1184

メールアドレス：kokuhonenkin@city.nara.lg.jp